

橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日（月）午後2時00分から午後2時25分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（12名）

1 番 安田 宗義（副会長）	2 番 吉川 作衛
3 番 石井 三智子	4 番 蘆村 雅光（副会長）
5 番 森田 尚子	6 番 森川 千鶴子
7 番 福田 茂（副会長）	8 番 岡本 和久
9 番 中川 眞一	10 番 上田 逸朗（会長）
11 番 坂口 洋	13 番 堀田 雅三

4. 欠席委員 1名 12番 竹瀬 久晴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件

第6 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件

第7 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

その他 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件

その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和6年11月総会を開催いたします。

はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長

挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和6年11月の総会を開会いたします。なお、12番 竹瀬久晴委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局

議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名については、3番 石井三智子委員、並びに4番 蘆村雅光委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条 農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案2件でございます。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番及び2番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です

事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案は、小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、一町***の田、1,034 m²は、京奈和自動車道の御所インターから北東約700mに位置し、大阪市住吉区の** **氏が、従前から作業委託を受けていましたが、大阪市阿倍野区の** **氏が橿原市の物件を処分することに伴い、贈与により譲り受けられるものです。小委員会で調査したところ、**氏は、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。

中川委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。では2番の、調査の結果説明を、蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

2番は、観音寺町***の畑、165 m²は、京奈和自動車道の御所インターから北約1kmに位置し、**町の** **氏が、隣接の所有地とともに、従前から管理してきたもので、**町の** **氏が、相続により取得した申請地を、**氏に贈与により譲り渡すものです。

小委員会で調査したところ、**氏は、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。

中川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、第1号議案1番及び2番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案1番及び2番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第1号議案の1番及び2番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、青空駐車場として転用したいと申請されています。

申請地は、京奈和自動車道・橿原高田インターから300m以内に位置する第3種農地であり、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われます。事務局からは以上です。

議長

第2号議案1番は、小委員会にかかっておりますので、現地調査の結果説明を、福田副会長からお願いします。

福田副会長

1 番は、新堂町***の田、1,058 m²外 2 筆は、京奈和自動車道・橿原高田インターから南約 280m に位置しており、御所市の** **氏外 2 名が、***株式会社から借受予約を受け、テナント用の駐車場として貸し付けるため、青空駐車場への転用を申請されたものです。なお、***株式会社が、近接の増床工事とあわせて造成工事に協力すると申し入れており、事業の確実性が見込まれ適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願います。

安田副会長

ただ今の、福田副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

以上で第 2 号議案 1 番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたら願います。

－意見なし－

議長

ご意見が無いようですので、採決いたします。

第 2 号議案 1 番の農地法第 4 条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第 2 号議案 1 番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、売買による所有権移転により、農家住宅として転用したいと申請されたものです。
申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地に該当し、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっております。1番は、安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

安田副会長

1番は、東竹田町***の畑、277㎡で、リサイクル館かしはらから北西約150mに位置し、**町の** **氏外1名が、葛城市の** **氏から売買により所有権移転し、農家住宅に転用したいと申請されたもので、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の吉川委員さんご説明願います。

吉川委員

ただ今の、安田副会長からのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で第3号議案1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、曾我町***の畑、10㎡は、市立真菅小学校から南東約300mに位置し、**町の**氏が、雨水用側溝として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。届出日は令和6年10月18日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第6、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告 2、農地法第 5 条農地転用届出に関する件の報告は 2 件です。

1 番、常盤町***の田、592 m²は、市立耳成南小学校から東約 300m に位置し、大阪市北区の***株式会社が、岡山県赤磐市の** **氏から売買で譲り受け、分譲住宅用地、青空資材置場及び水路用地として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和 6 年 10 月 3 日でございます。

2 番、曾我町***の畑、231 m²外 1 筆は、市立真菅小学校から南東約 300m に位置し、大阪市北区の***株式会社が**町の** **氏から売買で譲り受け、共同住宅として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。届出日は令和 6 年 10 月 25 日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告 2 の 1 番及び 2 番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第 7、報告 3、農地法第 18 条第 6 項の通知に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第 18 条第 6 項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、1 件です。1 番は、南浦町***の畑、495 m²で、賃借人である大和郡山市の** **氏と、賃貸人である**町の** **氏とが合意解約されたものです。令和 6 年 10 月 25 日付け受理しております。事務局からは以上です。

議長

以上で報告 3 の 1 番の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件は1件です。

1番、一町***の田、710 m²は、大阪市中心部の** **氏から、一町***の田、1,573 m²のうち1,530 m²は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、賃貸借期間は令和11年12月31日までです。集積計画決定後の借受者は、大阪市住吉区の** **氏でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、小槻町***の田、965 m²外2筆は、農地法第3条の規定による使用貸借権が、借人、**町の** **氏と、貸人、香川県綾歌郡宇多津町の** **氏との間で、令和6

年9月24日付けで合意解約されました。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

その他の案件、相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件は1件です。

1番は、**町の** **氏が令和6年4月17日死亡により、子の** **氏が曲川町3丁目***の田、616㎡外3筆を相続されたことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの申請がありました。地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件についてご説明いたします。

1 番は、常盤町***の畑で、耕作者である**町の** **氏が病気の為、耕作を継続することができないとのことで、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、11月の農業委員会総会を閉会いたします。